

**呉市立学校職員(市立呉高等学校及び県費負担教職員)の
子育てに関する制度について**

平成28年11月現在

呉市教育委員会

出産・育児に関する休暇・休業制度等について

1 妊娠から出産までに利用できる制度

種類	制度や取組	内容		県費	呉高
特別休暇 (県費)第10号 (呉高)第9号	妊娠障害 休暇 【女】	要件	妊娠に起因する障害(つわり又は悪阻)により勤務することが困難と認められる場合に取得できます。	●	●
		期間	14日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間		
特別休暇 (県費)第11号 (呉高)第11号	通勤緩和 休暇 【女】	要件	通勤に利用する交通機関又は原動機付の交通用具による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に取得できます。	●	●
		期間	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲で必要と認められる時間		
特別休暇 (県費)第21号 (呉高)第10号	妊産婦健診 休暇 【女】	要件	母子保健法の規定による妊娠中又は出産後1年以内の保健指導又は健康診査を受ける場合に取得できます。	●	●
		期間	【妊娠23週まで】 4週間に1回で、その都度必要と認められる日又は時間 【妊娠24週から35週まで】 2週間に1回で、その都度必要と認められる日又は時間 【妊娠36週から出産まで】 1週間に1回で、その都度必要と認められる日又は時間 【出産後1年まで】 当該期間に1回で、その都度必要と認められる日又は時間 《医師等の特別な指示があった場合》 指示された回数で、その都度必要と認められる日又は時間		
特別休暇 (県費)第9号 (呉高)第8号	出産休暇 (産前・産後休暇) 【女】	要件	出産の前後の期間において、母性保護のために取得できます。(出産とは、妊娠満12週以上(妊娠85日以上)の分娩をいい、分娩には死産、人工妊娠中絶を含みます。)	●	●
		期間	【産前】 出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日までの期間内において必要と認める期間 【産後】 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間内において必要と認める期間(産前休暇の期間が6週間未満であった場合は、その満たない期間を加算できます。)		
職務専念義務 の免除	休息・補食 職専免 【女】		妊娠中の女性職員が請求した場合に、職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、適宜、休息又は補食するために必要な時間について、職務に専念する義務が免除されます。ただし、勤務時間の始め又は終わり、休憩時間等に連続する時間は除かれます。	●	
勤務制限	労働基準法に 基づく 就業制限等 【女】		【産前】 ア 妊娠中の職員の重量物を取り扱うなどの危険有害業務の就業制限 イ 妊娠中の職員が請求した場合の軽易業務への転換 ウ 妊娠中の職員が請求した場合の時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の禁止 エ 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の女性が休暇を請求した場合の就業禁止 【産後】 ア 産後1年を経過しない女性の重量物を取り扱うなどの危険有害業務の就業制限 イ 産後8週間を経過しない女性の就業禁止 ただし、産後6週間を経過した女性が請求し、医師が支障がないと認めた業務については、就業可能 ウ 産後1年を経過しない女性が請求した場合の時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の禁止	●	●

2 配偶者が出産するときに利用できる制度

種類	制度や取組	内容		県費	呉高
特別休暇 (県費)第12号 (呉高)第12号	配偶者出産 休暇 【男】	要件	配偶者が出産する場合に取得できます。	●	●
		期間	配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において、3日を超えない範囲で必要と認める日又は時間		
特別休暇 (県費)第13号 (呉高)第13号	男性職員の 育児参加 休暇 【男】	要件	配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまで(満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで。以下同じ。)の子を養育する場合に取得できます。	●	●
		期間	配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間未満であった場合は、その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において、5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間		

3 育児を行うときに利用できる制度

種類	制度や取組	内容		県費	呉高
休業	育児休業 【男女】	要件	3歳に満たない子(法律上の親子関係にある子)を養育する場合に取得できます。 ただし、次の職員は請求することができません。 ① 非常勤職員 ② 臨時的任用職員 ③ 育休任期付職員 ④ 定年延長職員	●	●
		期間	当該子が3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)までの期間の範囲内で、職員が請求し、任命権者が承認した期間 [期間の延長] 1回に限り、延長することができます。 ただし、休業の延長請求時に予測できなかった事実(配偶者の負傷・疾病、配偶者との別居等)が発生した場合は、再度の延長が可能です。		
短時間勤務	育児短時間 勤務 【男女】	要件	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に取得できます。 ただし、次の職員は請求することができません。 ① 非常勤職員 ② 臨時的任用職員 ③ 育休任期付職員 ④ 定年延長職員	●	●
		期間	当該子が小学校就学の始期に達するまでの期間において、次の形態の中から希望する勤務形態を選択します。勤務する時間帯と休憩時間は、任意に設定できます。 1回の請求は1か月以上1年以下で、1ヶ月を超えれば日単位でも請求できます。 [選択できる勤務形態] ① 週5日で1日3時間55分を勤務(週19時間35分) ② 週5日で1日4時間55分を勤務(週24時間35分) ③ 週5日のうち2日を週休日とし、それ以外の日に7時間45分を勤務(週23時間15分) ④ 週5日のうち2日を週休日とし、それ以外の日のうち2日を1日7時間45分、1日については1日3時間55分を勤務(週19時間25分) ⑤ 4週間又はそれを超えない期間を単位に週当たり19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分となるよう勤務(変則勤務を命じられている職員に適用) [延長の期間] 養育しようとする子が小学校に就学する始期に達するまでの間は、何回でも延長できます。 ただし、延長しようとする都度、請求・承認が必要です。		

種類	制度や取組	内容		県費	呉高
部分休業	部分休業 【男女】	要件	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に取得できます。 ただし、次の職員は請求することができません。 ① 非常勤職員 ② 育児短時間勤務職員	●	●
		期間	正規の勤務時間の始め又は終わりの1日2時間以内の時間(30分単位) ※ 子育て支援部分休暇又は育児休暇が認められている場合は、合わせて1日2時間以内		
部分休業	子育て支援部分休暇 【男女】	要件	小学校又はこれに準ずる学校の第1学年から第3学年までの子を養育する場合に取得できます。 ただし、次の職員は請求することができません。 ① 非常勤職員 ② 育児短時間勤務職員	●	
		期間	正規の勤務時間の始め又は終わりの1日2時間以内の時間(30分単位) ※ 部分休業又は育児休暇が認められている場合は、合わせて1日2時間以内		
特別休暇 (県費)第14号 (呉高)第17号	育児休暇(育児時間) 【男女】	要件	生後1年6月に達しない子を養育する場合に取得できます。 男性職員にあっては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除きます。	●	●
		期間	1日2回、原則それぞれ45分 30分と60分の組合せ、又は1回にまとめて1時間30分を請求することも可能です。 勤務を前提とした休暇であるため、1日のすべてについて勤務しなくなる場合は認められません。 ※ 部分休業又は子育て支援部分休暇が認められている場合は、合わせて1日2時間以内		
特別休暇 (県費)第15号 (呉高)第15号	家族の看護等に係る休暇 【男女】	要件	子を含む家族の看護(負傷、若しくは疾病にかかった者の世話)を行う場合、又は中学校就学前の子について、 ① 予防接種若しくは健康診断を受けさせる ② 感染症予防のための学級閉鎖に係る世話をする ③ 学校等が実施する行事へ出席する場合に取得できます。 ※ 家族看護等休暇の場合、「子」には、委託児童(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童)を含みます。	●	●
		期間	1の年において5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間 (中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合は5日を加算) そのうち、学校等行事への出席に係る日数は2日を限度とします。 (2人以上養育する場合は、加える5日のうち2日を加算)		
勤務時間の 変更・短縮等	早出遅出勤務 【男女】	要件	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する、若しくは小学校又はこれに準ずる学校に就学している子を送迎する、又は要介護者を介護する場合に取得できます。	●	●
		概要	30分の範囲内で、通常の始業時間より早く出勤し早く退庁又は遅く出勤し遅く退庁することが可能です。 ※ 請求する一の期間は、1月以上6月以下の期間に限ります。		
	休憩時間の短縮 【男女】	要件	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する、若しくは小学校又はこれに準ずる学校に就学している子を送迎する、又は要介護者を介護する場合に取得できます。	●	●
		概要	休憩時間が45分を超えて置かれている職員が請求した場合、休憩時間を45分に短縮して勤務することが可能です。(職員の勤務時間の割振りは、所属長が定めます。) ※ 請求する一の期間は、1月以上6月以下の期間に限ります。		

種類	制度や取組	内容	県費	呉高
勤務制限	勤務制限 【男女】	<p>小学校就学の始期に達するまでの子がある職員が、その子を養育するために請求した場合には、</p> <p>① 公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務を命じてはならない。</p> <p>② 当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。</p> <p>こととなっています。</p> <p>また、3歳に満たない子を養育する職員が、その子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととなっています。</p>	●	●

4 介護を行うときに利用できる制度

種類	制度や取組	内容	県費	呉高	
介護休暇	第1号 介護休暇 【男女】	要件	重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できます。	●	●
		単位	1日又は1時間を単位とします。なお、1時間を単位として介護休暇を取得する場合は、正規の勤務時間の始めから又は終わりまで連続した時間で、1日を通じて4時間以内となります。		
		期間	要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3月の範囲内(要介護者の負傷の状況等を考慮し、必要があると認められる場合は、3月を加算した6月の範囲内)において必要と認められる継続した期間になります。 [期間の延長] 1回に限り可能です。ただし、休暇期間は通算して3月(又は6月)を超えることはできません。		
		再取得	期間が満了し、職場復帰した後であっても、要介護者の介護を必要とする状態が続いており、再度職員が介護する必要性が生じた場合は、当初の期間(延長された期間を含む)から通算して3月(又は6月)の範囲内であれば、1回に限り再取得できます。		
	第2号 介護休暇 【男女】	要件	『第1号介護休暇』と要件は同じです。	●	
		単位	原則として6月を単位とします。		
		期間	第1号介護休暇を受けた後において、要介護者の介護を必要とする状態が継続している場合に、通算して職員1人につき2年6月の範囲内において必要と認められる継続した期間になります。 [期間の延長] 原則として6月単位で、2年6月の範囲内において、何度でも延長が可能です。		
		再取得	期間が満了し、職場復帰した後であれば、要介護者の介護を必要とする状態が続いており、再度職員が介護する必要性が生じた場合において、再取得することはできません。		

種類	制度や取組	内容		県費	呉高
特別休暇 (県費)第16号 (呉高)第16号	短期介護 休暇 【男女】	要件	・要介護者の介護 ・要介護者の通院等の付添い, 要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続及び代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できます。	●	●
		期間	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間		
勤務時間の 変更・短縮等	早出遅出 勤務 (再掲)	要件	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する, 若しくは小学校又はこれに準ずる学校に就学している子を送迎する, 又は要介護者を介護する場合に取得できます。	●	●
		概要	30分の範囲内で, 通常の始業時間より早く出勤し早く退庁又は遅く出勤し遅く退庁することが可能です。 ※ 請求する一の期間は, 1月以上6月以下の期間に限ります。		
	休憩時間の 短縮 (再掲)	要件	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する, 若しくは小学校又はこれに準ずる学校に就学している子を送迎する, 又は要介護者を介護する場合に取得できます。	●	●
		概要	休憩時間が45分を超えて置かれている職員が請求した場合, 休憩時間を45分に短縮して勤務することが可能です。(職員の勤務時間の割振りは, 所属長が定めます。) ※ 請求する一の期間は, 1月以上6月以下の期間に限ります。		